

## 平成23年度第3回流山市行政区域制度審議会会議録

- 1 日 時 平成23年9月30日（金）午後2時00分開議
- 2 場 所 流山市役所 第2庁舎3階305会議室
- 3 出席委員 松島委員（会長）、中村委員、吉田委員、塚平委員、秋元委員、  
小泉委員、長岡委員、佐南委員、藪内委員、伊藤委員、片岡委員、  
古瀬委員、庄司委員、深澤委員、高田委員、出口委員、大澤委員、  
今野委員、松田委員
- 4 出 席 総務部長 遠藤 幹夫、総務部次長 加茂 満  
事務局職員 総務課 課長補佐 山崎 英彦、主査 石川 和男  
関係課職員 まちづくり推進課 主査 青山 和雄  
コミュニティ課 課長 兼子 潤一
- 5 議 題 字の区域及び名称の変更について
- 6 会議時間 開会 午後 2時00分  
閉会 午後 3時00分
- 7 傍 聴 人 1人

(松島会長)

皆様、本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ただ今から、第3回流山市行政区域制度審議会を開会いたします。

本日の会議は、委員20名中17名の出席、3名の欠席となっておりますので、本会議が成立していることをご報告申し上げます。(その後2名が出席され、19名の出席、1名の欠席となる)

次に傍聴の方へお願い申し上げます。本審議会にお越しいただきまして誠にありがとうございます。

傍聴券に記載しました注意事項に関しまして、御理解をいただき、御協力を賜りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、会議次第により会議を進行してまいります。

報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局一加茂総務部次長)

報告事項が三点ございます。

まず、一点目は、本日お配りいたしました変更案の図面についてでございます。

二点目は、土地区画整理事業区域と事業区域外の区域の名称についてでございます。

三点目は、十太夫の熊野神社の取扱いについてでございます。

先ず、一点目の本日お配りいたしました図面(変更案)についてでございますが、前回、お話をさせていただきましたとおり、運動公園周辺地区、参考で青い色で書いてある区割りにつきまして、当初はTXをまたぐ形で区割りさせていただきましたが、TXの上下で明確に分けるよう市野谷自治会からお話ございましたので、その部分を修正させていただきました。本日、お配りしました変更案で今後の審議を進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

二点目は、土地区画整理事業区域と事業区域外の区割りの名称についてでございます。

前回の審議会におきまして、法務局の出口委員から区画整理が行われた地域と区画整理が行われていない地域を同じ名称とすることについては、混乱を招くのではないかと。名称を分けるというのが多くの事例となっている。というご意見をいただきました。

この件に関しましては、今月に入りましてから、市民の方からもご意

見が寄せられていますので、そのご意見をご報告させていただきます。

まず、メールがございまして区画整理事業区域と事業区域外の名称は分けていただきたい。名称が同じというのは納得できないというご意見でございました。また、窓口にお越しいただいた方からは恒久的な地物で字界を明確にしたい、ドーナツ状態となるのを解消したいという市の考えは、理解はできるが納得はできない。その理由として市の中心核と位置付けた地区にふさわしいまちをつくるため、まちづくりとしての字の区域及び名称の変更であるべきである。

そもそも区画整理事業がドーナツ状に地区外を囲んでスタートしており、今になって一緒にするというのは、どういうことなのか。そう言った声が少ないのは、まだ区画整理が行われた地区に住宅が張り付いていないからであり、法務局からも分けた方がよいと意見が述べられ、多くの事例がそうであるなら、そのようにすべきではないのか。

また、区画整理事業区域と区域外は評価も街並みも違うことは明らかであり、そういった問題は問題として後世に残すべきである。そして将来、再開発や区画整理によって同じまちづくりができたときに名称を同じにしていくというのがまちづくりのあり方ではないのか。というご意見でございました。

市としては当初から、将来にわたって変更されることのない公共の地物を字界とすることにより、字界を明確にしていきたいということ。また、普段の日常生活におきましては、ドーナツ状とも言える区割りの状態になってしまうことを解消することで区割りが分かりやすく、市民サービスの向上に寄与するものと考え、これまで区域内区域外を区分せずに素案などを示してまいりました。

現在の変更案で申しますと、「おおたかの森西四丁目」、「おおたかの森南一丁目」におきまして、区域内、区域外の字名を（変更案のように）同じ名称としたいということにいたしました。大変に重要な事項でありますので、行政区域制度審議会におきましてもご審議いただきたいということでもあります。

この件につきましては、後ほど、議題であります変更案についての中でご審議をいただきたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

また、これは先の話となりますが、地番につきましては参考までに申し上げます。地番につきましては不動産登記法に基づきまして登記所（法

務局)で一筆ごとに付されてまいります。字の区域及び名称の変更が議決により決定いたしました後、区画整理事業におきまして換地計画が作成されます。その段階において事業施工者であるUR都市機構と登記所との間で協議し決定されると伺っておりますが、字の区域及び名称の変更によりまして、区画整理事業区域につきましては、換地処分により新たな地番が振られてまいります。ただし、変更案の「駒木」の地番につきましては前回申し上げましたとおり、区画整理地区外の「駒木」と同じ字名を使用するのであれば、新しい地番は2000番台からになると見込まれます。また、「西初石5・6丁目」、「東映団地」の区画整理事業区域外につきましては、名称の変更は行いますが、換地処分はございませんので、地番は従前のまま使用し、変更はされません。いずれにいたしましても、名称変更に係る手続は必要となってまいりますので、この点は、ご承知おきいただきたいと思っております。

三点目は、「十太夫」の熊野神社の取扱いについてでございます。

不動産登記も確認いたしました。お話がありましたとおり、熊野神社は「東初石3丁目」に囲まれておりますが、字は「十太夫」でございます。所在、地番を申し上げますと十太夫132番でございます。元々の所在、地番は、十太夫新田132番でありました。昭和43年に熊野神社周辺が「東初石3丁目」に変更された際、熊野神社は変更されずに十太夫新田132番のまま残されております。

その後、昭和46年に「十太夫新田」が「十太夫」に変更された際、現在の字である「十太夫」に変更となっております。

市といたしましては、熊野神社周辺が「東初石3丁目」に変更になった時にも熊野神社だけ変更されていない経緯がありますので、審議会とは別に切り離しまして、所有者の方(大字十太夫新田共有名義)の意向を尊重してまいりたいと考えております。所有者の方が、現在のまま「十太夫」にしたいということでありましたら、このまま変更はいたしません。この点につきましては、法務局からも現在のままで問題はないという見解をいただいております。

報告事項は以上です。

(松島会長)

ありがとうございました。

前回の会議において「事務局が次回報告する」とした事項について、

ただいま報告がありました。

一点目は、運動公園周辺地区の区割りについて、地元の要望を踏まえて修正したので、変更案を差し替えてくださいということでした。

二点目は私も大変重要な事項だと思っております。区画整理区域と区域外の名称について、ご意見をいただいている訳ですが、市の意向としては、区域内、区域外の名称を分けないで一体的にいきたいということでした。

三点目の熊野神社につきましては、所有者の方の意向を尊重するということであります。

二点目の区域内外の件につきましては、議題の中で審議してまいりますので、それ以外で確認したい事項などございますか。

(藪内委員)

例えば「十太夫」が「十太夫」のままである場合は、換地処分がないので番地はいまのままというお話だったのですが、最後にいずれにしても地番変更の手続は必要になりますとおっしゃったような気がしたのですが。

(松島会長)

事務局お願いします。

(事務局一総務部加茂次長)

現在の案で申しますと東映団地につきましては、現在「十太夫」で残すことになっておりますので、このままであれば東映団地については、何も手続はいりません。例えばここが「おおたかの森東」になるということだと字名が変わりますので地番はそのまま使われますが、字名が変わるので手続は他と同じように必要になります。

(松島会長)

よろしいでしょうか。

(藪内委員)

わかりました。

(松島会長)

ありがとうございました。

それでは、本日の議題であります「字の区域及び名称の変更案について」審議してまいります。前回の会議におきまして、皆様から変更案につきましてご意見を伺いました。現在の変更案につきましては、おおむ

ねご了承いただいているものと感じておりますが、地元を持ち帰って協議したいというご意見もございました。また、区域内、区域外の取扱いの問題もございますので、順を追って意見を伺ってまいりたいと思います。

地元を持ち帰ってというのは、確か駒木の長岡委員、十太夫の佐南委員、東映団地の藪内委員からだったと思いますので、どうだったのかということについて、先ず伺いたいと思います。

その後、報告事項の二点目の事項を含めまして、皆様からのご意見を伺うということで進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

《異議なし》

(松島会長)

それでは、駒木の長岡委員からお願いします。

(長岡委員)

9月11日に市の方との説明会を自治会で行っていただきまして、出席者が42名と少なかったのですが、一応いままでの審議会の内容を説明していただきまして、それから質問を受けましたので、その説明をいただきました。

これから項目を言いますが、駒木地区の位置が見にくい(白黒刷りで示したため)、結局どこに誰が住んでいるか分からない。大きい地図で説明していただきましたが、この件については各自に訪問して市から説明をするということで市から地図をお持ちして説明することになると思います。それから、これから地域変更となる住民はどうしたら(手続について)よいか、先ほど説明がありました地番変更があった場合の手続について質問がありました。あと先ほどと同じですが地図が分からないので細かい地図を出してもらいたいという意見がありました。今後の手続については広報、ホームページに平成25年末までに市が行うということで皆さんが納得されたようです。

それからこれが一番問題なのですが11か12年前に大堀川を境にして「駒木」をそのままにするという案があったということをおっしゃった方がいまして、それは土地区画改良会か何か11、12年前にあったというように私の方で聞いていますが、私はそこに参加していないので分

からないのですが、土地を持っている人からそのような質問がありました。その内容については、全く白紙の状態だったという市の方からの報告で、疑問を持ったまま終わってしまいました。その内容の議事録等を見ているわけではないので、誰もわかりませんが、そこで（地元の意見として）少し白紙の状態に戻ったということです。

それから市では2次案を説明していただきましたが、2次案で説明したことは決定事項ではなく今日もありますので、これから第3次、4次になるのかわかりませんが、そういうものを出して審議会で最終的に答申を出すということで市に説明をして頂きました。

それからまた同じように大堀川を境に「駒木」を残してもらいたいという意見が出てきました。

それから審議会の委員は市の広報で公表してあったのでしょうか。

（事務局一総務部加茂次長）

市のホームページに掲載しております。

（長岡委員）

（当自治会では）誰が審議会委員になっているか知らなかったようで、私の方も連絡しているわけではなかったもので、誰が責任を持って行っているのかという質問を受けました。

それから「おおたかの森」になったのは、なぜかという質問がございまして、そのことも新しく駅が変わってという内容で市の方から説明をいただきましておおむね納得していただきました。

次に先ほど市の方から説明があったと思いますが、「駒木一丁目」、「二丁目」というように古いところもそのような名称の付け方ができないかという質問がありました。現状を残すか、若しくは「駒木」が全ておおたかの森になって一丁目、二丁目、三丁目というように区分けして残すとうことができないのか質問がありました。区画整理区域外のところに丁目を振ることはできないということで、説明をしていただきました。

繰り返しになりますが、「おおたかの森」の地名はどこからきたのですか、という最終質問がありまして、前から説明しているように旧地名を利用するとむかしからあった所が全部復活してしまうという内容で説明がありまして説明会は終わりました。

自治会が行った説明会では極端な反対意見の人はいませんでした。

（松島会長）

ありがとうございました。お話を伺いまして安心しました。事務局の方では何かございますか。

(事務局一総務部加茂次長)

一点ですが、参加していた何名かの方から駒木地区について都市計画道路から下を「駒木」で残すということで、お話をさせていただきましたところ、大堀川を境にしてもう一つ上の部分、「おおたかの森東三丁目」の一部を合わせて「駒木」で残せないでしょうかという意見がございました。道路を挟んで「駒木一丁目」、「駒木二丁目」という形で残すことはできませんかというご意見が何件かございました。

(松島会長)

ただいま、11年前の話というのがありましたが、事務局では理解されていますか。

(事務局一総務部加茂次長)

確認はしてみました。覚えている者がいない状況です。

(松島会長)

そうですか、分かりました。ありがとうございました。

それでは、次に藪内委員お願いします。

(藪内委員)

会員125世帯に「十太夫」の字名がいいか、それとも「おおたかの森東四丁目」がいいか賛否を問いました。125世帯中97世帯から回答がありまして、結果は「十太夫」に賛成する方が32、「おおたかの森東四丁目」に賛成する方が65ということで、新しい町名に賛成する方が多かったです。ところが先ほど質問させていただいたところですが、アンケートを回した後で、役員会で話したところ地番表示の変更も大変だと、それまで考えてもみなかったけど、それは大変だということに思いに至った役員がいて、いまのお話ですと「十太夫」で残すと、最初は私もいま現状は「18の何番」というところと「99の何番」というところが混在していますが、これだけの小さな規模で「十太夫」が残れば、番号を振り直すと思っていました。ところが、換地処分がなければ、現状そのままを使うということであれば面倒な手続きがいらないということになると、改めてそれで考え合わせて、どうですかということを知ったら、結論が変わってくるような気もして、一旦ご報告申し上げたとおり決を採って数字は出たのですが、少し引っかかるものが私の中に

あります。もう一度そういう趣旨で問い直したら結果は、違ってこないだろうか、責任はないですが地番変更が必要ないのは当たり前で別に説明しなくても当たり前で、とにかく賛成反対を採ったのだから手続はそれで済んでいますと言ってしまえばそれで済むのですが、丁寧にもう一度決をとるかどうかというところです。

(松島会長)

ありがとうございました。時間の関係もごございますので、意見として伺わせていただきたいと思います。

それでは次に佐南委員お願いします。

(佐南委員)

先ほど総務部次長のお話で神社の関係で確認ですが、所有者の意向があればこのまま十太夫132番でそのまま残るということですね。

(事務局一総務部加茂次長)

はい。

(佐南委員)

この前もお話したように、字名の変更は自治会としては反対しません。「十太夫」という由緒ある名前ということで残したいという意見で、前にもお話ししましたように「十太夫自治会」を残そうと、今後また熊野神社も十太夫熊野神社とう名称も残りますし、ですからコミュニティの方で「十太夫」という名前を残して自治会館も十太夫青年館を残せば字名にはこだわらないという結果です。

(松島会長)

大変はっきりした回答をいただきまして、ありがとうございました。

ただいまそれぞれの立場からお話を伺いました。それでは、一番今日の本命だと思いますが、報告事項二点目に報告のありました区画整理区域と区域外の扱いについて審議会としてどう考えるか皆様方のご意見を賜りたいと思います。かなり詰めの段階にきておりますので、今日それ以外でも問題点がございましたら、ご発言いただきたいと思います。ご意見のある方おられますか。

特に「西初石5丁目」と「6丁目」ですね。小泉委員よろしく申し上げます。

(小泉委員)

それでは、事務局に確認したいのですが、区域内と区域外のお話があ

りましたが、先ほどのお話ですと市としてはそのまま進めていきたいと  
のことでしたが、それでよろしいのでしょうか。

(事務局一総務部加茂次長)

市といたしましては、当初からドーナツ状に残るという形ではなくて  
一体的に考えていきたいと思いますという事で、素案などを示してまいりま  
した。法務局様の出口委員から分けた方がいいということと、一般的に  
は分けているところの方が多いいということをご意見いただきました。市  
民の方から寄せられました意見ですけれども、先ほど報告しましたように  
区画整理の除外区域ですので、街づくりを考えれば将来的に再開発など  
をして同じようになったときに同じ名称にしていけばいいのではないかと  
いう意見があったということがございます。ただ、市としては内部で  
話をさせていただきまして市長、副市長に確認をさせていただきまし  
た。一体的に行っていった方が分かり易いのではないかと考えを市  
ではもっています。審議会の方ではどのような考えでまとめていただ  
けるかということがございます。

(松島会長)

ありがとうございます。

(小泉委員)

うちの自治会としても区画整理が早かったものですから既に除外区域  
と区域内とで一体で運営しているという状況にありますので、それをま  
た分けるということになりますと問題が出てくる可能性が多分にありま  
すので是非このまま素案どおりに進めていただきたいと思いますと思っ  
ております。

また、一時区画整理を反対された方がいましたが、こういう方は極少  
数でありまして今になってみますとやった方がよかったという方が大勢  
です。そういうことを考えますとこの案どおりやっただけですと問  
題がないと思います。

(松島会長)

ありがとうございます。このままでいきたいというお話でございま  
すね。「西初石5丁目」(自治会)の塚平委員はいかがでしょう。

(塚平委員)

うちの方でもあえて反対運動をして結果として除外地区ということに  
なったのですが、やはりだからといってそれを歴史にずっと残すような  
形で地名を残すというのもどうかと思いますし、番地に関しては現在の

ものを残すわけですから町名については「おおたかの森西四丁目」ということで私たちとすれば是非ともお願いをしたいと思います。

(松島会長)

分かりました。ということは、市の意向と同じということですね。

(塚平委員)

はい、そうです。

(松島会長)

秋元委員お願いします。

(秋元委員)

私の方は、自治会として町名変更に関して反対といった方はいませんし、今まで「西初石5丁目」というのは、道路を境にして広範囲にあったものですから、いまの自治会でも第1と第2に分かれています。うちの方の範囲のところでは、皆さんはおおむね賛成であるところのままの方がいいということです。

(松島会長)

わかりました。西初石5丁目第1、第2自治会に関しましては、区域内区域外の名称を分けないという市の意向と同じだという意見を賜りました。それ以外の意見はございますか。分けるべきだという意見があれば伺った方がいいのではないかと思います。

どうでしょうか。

(藪内委員)

いま「十太夫」になっているところの一部に東映団地がありますが、東映団地は、区画整理事業外でしょうか。

(事務局一総務部加茂次長)

はい、区画整理事業外です。

(藪内委員)

分けるとなると東映団地は、「十太夫」に残るということでしょうか。

(事務局一総務部加茂次長)

「十太夫」として残すか、それとも例えば「おおたかの森東五丁目」にするですとか、要するに区画整理の行われた周りと違う字名を付けてほしいという要望があるということです。「十太夫」のまま残しても構わないですが、「おおたかの森東四丁目」にはなれないということです。

(松島会長)

藪内委員、ご理解はよろしいでしょうか。

(藪内委員)

はい。

(松島会長)

それでは、分けた方がいいという方はおられませんね。それでは、皆さんの意見は市の意向と同じで名称を分けないという方向で、この審議会の意見ということでまとめさせていただきたいと思います。

それでは、かなり方向性が見えてきたのではないかと思いますけども、それ以外の分ける分けない以外の危惧されるような事がありましたら、意見を賜りたいのですが。いかがでしょうか。松田委員全体的にみて何かございますか。

(松田委員)

私も「十太夫」と隣り合わせですので気になったのですが、(先ほどのお話は)「十太夫」という町名を違う名前に変えるということですか。

(事務局一総務部加茂次長)

東映団地というのは、今の字名は「十太夫」という名称が付いていますが、そこを区画整理の行われた地域と違う字名にしてほしいということですので、例えば「十太夫」でも構いませんし、周りが「おおたかの森東四丁目」であれば、「おおたかの森東五丁目」にしていただければいいということ、分けていただければいいという意見があるということです。ですから、「十太夫」のまま残しても構いませんし、「おおたかの森東四丁目」ではなくて「五丁目」にするですとか、というように区画整理が行われた地区と違う町名にさせていただきたいという要望です。

(松島会長)

藪内委員そういうことでよろしいでしょうか。

(藪内委員)

理解はしましたけど、いまここで区別しない方がいいというご意見が揃ったということですが、区別した方がいいという意見がもしあるとすれば、それはお金とかセットバックで協力をした人たちが協力をしなかった地域と一緒にするのが気に入らないということでしょうか。

(事務局一総務部加茂次長)

感情的な部分も多少はあるのかと思いますが、ただそれとは別で法務局様からの提案では、土地取引上でトラブルが起きる可能性があるのでは

分けた方が好ましいという意見が前回あります。

(出口委員)

それは少し違います。そこまで私たちは発言権がありませんので、どうした方がいいという意見は申し上げておりません。ただ、一緒になりますと住民の方々が混乱するおそれがありますとそこまででございます。

(藪内委員)

どのような混乱が有り得るのかということ、いくつかの例で考えないとそこから先、賛成も反対も何も進まないですけども、混乱した結果、誰かが損をする可能性があるのかと具体的な不便や不利益が有り得るのだろうかその混乱の具体的な意味はなんでしょう。

(出口委員)

それでは、私ども法務局の方から申し上げますと、先ず地番の問題がでございます。先ほど、区画整理をしない所は地番を変えないということは原則でありますけど、区画整理をした所はいくつかの字が一緒になりますので、それと重複する地番が付いている場合には変わる場合もございます。ただ、重複しないように調整はするつもりでございます。それと図面が全部分かれます。例えば、区画整理図面というのは、図面はそれだけをピックアップしています。(区画整理を)やったところとやらないところでは、接していても図面が分かれます。ですから、隣り合っているのにこっち側(区画整理をしたところ)とこっち側(区画整理をしていないところ)が違いますし、精度も違います。区画整理をやったところは当然いまの精度で現地復元ができる精度の高いものになっています。やっていないところは昔作ったものですので、精度が落ちます。そういった違いはあります。ただ、皆様がお考えになるような金銭的な混乱はどういったものが起こるのかということにつきましては、おそらく評価額が違ってくると思うのですが、それにつきましては、法務局は評価額を決める立場ではございませんので控えさせていただきます。

(藪内委員)

前回私がお質問したのですけども、一緒に名称が変わっただけで値段が上がるということは言い切れませんとおっしゃられていたましたが。

(出口委員)

名称が変わっただけで、その評価が変わるいわゆる土地の鑑定評価が変わるかどうかは分かりません。

(藪内委員)

あくまで鑑定評価は、基本は区画整理事業をしたがどうかが一番大切なことで、周りがそうなったので、ついでに東映団地も名称が変わっただけでは、土地は上がるとは限らないわけですね。

(出口委員)

そうですね。いくつかの条件、土地鑑定の専門家ではございませんけれど鑑定の項目というのがありますが、それに名称が変わったことが加味されるかどうか、というところの具体的条件をみないとそれが入っているかどうかというのは、専門家の方にも分からないと思います。

(藪内委員)

区画整理事業の図面に載らないのは事業対象外であるから当然で、なぜかと言えば区画整理事業対象外だったから、むしろ載っていない方がはっきりします。結局どんな混乱が起きるのかよく分からないので、要するに混乱が起きないのではという、どんな混乱が起きるのかまだよくわかりません。大したことではないのかという気もしますが、後になって、こんなことになるじゃないかということにならないようにあるのであれば、今のうちに考えておきたいと思います。

(松島会長)

いま伺っていましたが、はっきり言ってないのではと思いますが。

(出口委員)

実際には、道や線路に線が引いてあるわけではございませんし、字界といっても、隣と字が違って境界が見えるわけでもございませんし、そういった意味で皆さんが混乱するという事はないと思います。

(藪内委員)

この図を見ても大体分かりますが、細い赤で囲ってありますけど家の密集の仕方、道路の通り方等、一目で分かるので、実際に行ってみてもすぐに分かるので一目瞭然ですので、それはそれでそのこと以上に（混乱が）起こらない気がしますよね。

(松島会長)

どうもありがとうございました。

(小泉委員)

確認の意味でよろしいでしょうか。西初石6丁目地区は、「一丁目」とするけども、地番はいまあるものをそのまま使うというお話でしたが、

それは間違いはないですね。

(事務局一総務部加茂次長)

先週、法務局様の担当者の方と調整をさせていただきまして、区画整理除外地区については、そのまま地番を使わせていただいて区画整理の行われた地区について新しく地番を振っていくということで、どうしても調整の必要なものがある場合についてだけ整理をするという話がございました。ですから、基本的には区画整理除外地区については、地番はそのまま使うということでした。

(小泉委員)

それでは除外地区はこのままで、区画整理地区内は変わるということになりますね。

(事務局一総務部加茂次長)

区画整理が行われたところは、換地処分がありますので新しく地番が振られます。

(小泉委員)

いま、西初石6丁目何番地というのが付いていますが、それが変わるということがあるのですか。

(事務局一総務部加茂次長)

変わります。区画整理が行われた地域については全部変わります。

(小泉委員)

新しい番地になるということですね。

(事務局一総務部加茂次長)

一丁目の後に付く何番のいくつというのは変わります。

(小泉委員)

それでは、いま新しく区画整理地区内に引っ越されてきた方は変わるということですね。

(事務局一総務部加茂次長)

そうです。

(藪内委員)

同じことをもう一度聞いて申し訳ありませんが、東映団地の場合には、「おおたかの森東四丁目」になっても、その後のいまの99の何番とか、18の何番というのは変わらないということですね。

(事務局一総務部加茂次長)

そうです。

(松島会長)

かなりクリアになったと思いますが、よろしいでしょうか。今の内容は変わることはないですね。非常に大事なことです。

(事務局一総務部加茂次長)

法務局様の担当者の方とお話をさせていただきましたことによるとそうなります。

(出口委員)

こちらの担当の者とお話しされたと思いますが、(地番が)重複するところはありませんでしたか。具体的に何か所というのは聞いていませんが、重複して調整をしなければならぬところが出てくるのではないかとすることは聞いております。

(事務局一総務部加茂次長)

いまの町名で言いますと「西初石6丁目」の中に1のいくつというのがあります。1のいくつについては、1番が除外地区の中に入っていると区画整理を行ったところからできれば順番に1から付けたいというのがありますので、その扱いはどうなりますか、という話を法務局様と話をさせていただいたときに、そういうことがあるので(字名を)分けていただいた方がいいという話がありました。

(小泉委員)

具体的に教えていただかないとよく分からないところがあります。

(松島会長)

重複した場合は、既にあるところの番地が変わる可能性があるということですね。

(事務局一総務部加茂次長)

そういうことでよろしいでしょうか。

(出口委員)

はい。そういう話をうちの担当とされたわけですね。

(事務局一総務部加茂次長)

そういう話をしたときにできないという話だったものですから、除外地区については地番を基本的にはいじりませんという話だったものですから。

(出口委員)

基本的にはいじらないということです。ただ、全く重複してしまった地番をどうしようかということについては、別途話し合ひましょう。調整しましょうということだったのではないのでしょうか。

(事務局一山崎課長補佐)

細かい話で恐縮ですが「西初石6丁目」には、6丁目1の2という地番がございます。1番のいくつという地番が振られているところがあります。こちらを名称変更しまして「おおたかの森南一丁目」とした場合に本来という言い方をしますけれども、区画整理のできた街区ごとに一丁目の1番という街区の何番、2番という街区の何番、整然といくことになるのですが「西初石6丁目」に1があることによってこの(おおたかの森南)「一丁目」については、1が振られない可能性があります。それでは、1を使うために「西初石6丁目」の地区外の広い区域の極一部の1番のいくつという地番のところだけを地番変更していただけることはできませんでしょうか、というご相談をさせていただいたところ地区外全体については、地番を振り直す必要性が感じられないので極一部だけということではできませんという話をいただきました。「十太夫」の東映団地につきましても既存の十太夫18のいくつという地番がございます。9じゅう何番のいくつという地番もありますけれども。「十太夫」の東映団地が「おおたかの森東四丁目」となりますと四丁目の1の何番、2の何番と整然と振られるなかで、東映団地内の18番は変わらない。18番だけ地番を変えるかということについては、先日のご相談の中では地区外ですので地番の変更はしないそのようなお答えだったものですから、先ほど総務次長から説明しましたように区画整理地区内は振り直しますけれども、地区外になります地域については、地番はそのままということになります。ですから、「おおたかの森南一丁目」の1番の2ですとか、いまある「西初石」の地番はそのまま使われるものだということで、先ほど説明させていただきました。

(藪内委員)

一丁目1番は、どこかに1街区はあるけど、外れてこっちにも1の2というのがあるということでしょうか。1街区は使わないということでは2からということでしょうか。

(事務局一総務部加茂次長)

1が既に使われているので2からになるということになります。

(出口委員)

これからの調整になると思います。どの程度重複するかということで、あまり飛び飛びにならない方がいいだろうというようにうちの担当者は申しておりました。

(事務局一山崎課長補佐)

そうしますと、いま地番を申し上げましたがこの地番については、地番変更となる可能性もあり得るということになります。

(事務局一総務部加茂次長)

今後、地番につきましては事業者であるUR（都市機構）と法務局様と番号の調整をしてそれで整然となるよう協議しながら付けていきますので、市の方に番号を振る権限がありませんので、その中で整理していく話になります。私の方で先ほど報告したのは、除外地区はいじらないと報告させていただきましたが、いま法務局様から場合においてはいじる場合もある。調整していただけるという話がございましたので、その辺はまだ先のお話になりますけど、基本的にはいじらない重複するような特殊な場合にはいじる可能性もあるということだそうです。

(藪内委員)

(おおたかの森) 東四丁目も99までは多分いかないでしょうけど、18はどこかが18であってそこと東映団地の18が変わる可能性があり得るということですね。

(事務局一総務部加茂次長)

はい。

あと先ほど、「十太夫」となった場合に手続きが全くいらなくて、変わった場合手続きが大変だという話がありましたが、手続き関係については、そんなに大変なことはないんですね。内容を報告させてください。

(事務局一山崎課長補佐)

手続きにつきましては、かなり先になりますけどどういった手続きを前回やったかということをお簡単に申し上げますと、市ですとか法務局様の方で職権として変えることができる部分がございます。それは、市であれば本籍であったり、住民登録であったり市の方で管理しているものについては市の職権で変えさせていただきます。あと不動産について申し上げますと登記簿謄本の表題部につきましては、法務局様の職権で直していただくことができます。ただ登記簿について申し上げますと権利の部分、

甲区であれば所有者の住所について、例えばいま私が十太夫3番地に住んでいて、今度おおたかの森東2丁目3番地が変わったとしますと、私が住んでいる住所を変えるのは所有者である私自身がやらなければなりませんので、私が法務局に出向いて手続をするようになります。それは土地でも家屋でも同じです。それが皆さんの家に関してです。あと運転免許証であるとかいろいろな資格をお持ちだと思いますが、それについても手続をしていただくようになります。金融機関であるとかお子様の学校であるとかそういうところにも手続が必要になろうかと思えます。

いま申し上げたことは一般的な日常的な生活の中では必要になってくると思いますが、それに要する証明書については市の方で用意させていただきます。住所変更の手続については、市役所に行ったり銀行に行ったり学校に手続をするのが大変だと言われれば大変かも知れませんが、これから長く生活をしていく上で一度手続をしていただければ済むことですので、その辺についてご理解をいただければと思います。

以前説明させていただきましたように答申を受けて市としてはこういった変更案でいきますということを決定し、議会に上程する資料を作成します。議会の議決を経たあと、先ほど申し上げました地番の協議をUR（都市機構）さんを含めて法務局さんとさせていただくようになっております。同時並行に市の方が業務を委託してまいります。実際に地番が変わるにあたり区画整理地区の中で、住んでいる地番と住所が違ってないか等の調査をさせていただきます。変更するのに間違いのないような調査をさせていただいて、併せて皆さんのお宅に委託業者になりますが、証明書などをお持ちしてご説明にあがるようなことを市の方では考えております。

それは今の予定ですと区画整理事業が平成25年度末に換地処分ですので平成26年3月がめどになりますが、その換地処分を目指して、いま事業が進められております。この変更案の効力が発生するのも換地処分の翌日からです。極端に言いますと例えば平成26年3月31日に区画整理事業の換地処分になれば、その翌日4月1日から新しい名称の効力が発生しますので、平成26年4月1日から手続を開始していただく、その間に市の方で手続について周知させていただく期間があるということです。手続については、まだ整理しきれれておりませんが、前回行った三輪野山地区などをみて手続の主なものを申し上げました。繰り返し

になります。特に登記関係などは字区域と名称の変更に伴う所有権の住所変更などについては、登録免許税を非課税にするというような措置を講じていただいておりますので、手間暇を考えられるかどうか、それは個人差がおりになるところですが、市としましては手続については是非、ご理解いただきまして1回のみの手続ですので、よろしくお願ひしたいと考えているところでございます。

(松島会長)

ありがとうございます。

それでは、意見は出尽くしたようですがよろしいでしょうか。

今後の進め方ですが、今日の審議を踏まえまして次回は答申案について審議し決議するという流れになると思います。

4回でまとめる方向で考えておりまして、今日は3回目になります。いよいよ答申案をまとめませんと先に進みませんものですから、そのようなことで進めさせていただきたいと思います。答申案でございますが、会長である私と職務代理の吉田委員で整理させていただいて、それを事前に皆様方に送らせていただきます。送ったものをご覧いただきそのような内容でよろしいかどうか皆様から意見を賜りまして4回目の審議に望みたいと思っております。

事務局から何かありますでしょうか。

(事務局一総務部加茂次長)

一点確認ですが、東映団地の方からアンケートの結果をご報告をいただきましたが、アンケートを尊重する形でこの案を修正した形でまとめの方がよろしいでしょうか。

(藪内委員)

これを差し替えたものをもらいたいとは考えておりません。それは必要ないと思います。差し替えた形での取りまとめは次回の審議会の終了後まとめるということでいいでしょうか。

(事務局一総務部加茂次長)

答申案について図面と区割りの方針というものを付けて答申案にしていただきたいと考えております。できれば、全員一致で答申をいただきたいと思います。そういう意味でも「十太夫」をいまのままで地元としてよろしいか、それとも「おおたかの森東四丁目」に変える形で答申案を作成した方がよろしいでしょうか。

(藪内委員)

いまのところは「おおたかの森東四丁目」にするということで、一旦は決まったのですが、今日の審議会の報告をして早速、地番の部分をついたところを伝えようと思います。それから変更手続についてもいまついたことを伝えます。「十太夫」を選ぶと何も変更手続がいらぬということに気がついて意見を変える人がでてきたときに、次回の第4回の審議会までに変更するかどうかお答えすれば間に合うかどうかでしょうか。

(松島会長)

それではどうでしょうか、今日の審議を踏まえて早速、地域内をまとめていただいて変更があるようであればご連絡いただいて、その形を答申案としてまとめたほうがよいと思います。ですので、今日のところは「十太夫」をなくして「おおたかの森東四丁目」とうことで答申案を進めていただいて、それに変更があるかどうか後日返事をいただくということではどうでしょうか。

(藪内委員)

第4回審議会では、最終答申案を目の前にしてこれで間違いがないかという確認になると思いますが、万が一「おおたかの森東四丁目」でなくなる場合は、第4回の資料を作成する前に連絡しなければいけないと思います。

(松島会長)

できればそうしてください。

(藪内委員)

必ずそうするようにします。

(松島会長)

それでは、事務局から次回について説明願います。

(事務局一総務部加茂次長)

それでは、次回の審議会につきましては12月13日(火)に開催いたしますので、よろしく願いいたします。議題につきましては、「字の区域及び名称の変更の答申について」審議いただきまして、次回でできれば最後にさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(松島会長)

ありがとうございました。

(深澤委員)

一点、確認させていただきたいのですが、地番の方はUR（都市再生機構）と法務局との間で行っていくもので、この審議会はその上の町名までということ考えてよろしいでしょうか。

(事務局一総務部加茂次長)

はい。字名ですので町名までです。

(深澤委員)

わかりました。

(松島会長)

その通りですね。いまのは、大事なことだと思います。

それでは、よろしいですね。

今回は審議して採決するという流れになりますので、議題はそのようなことで進めさせていただきます。審議会のルールとして最終的には採決となりますが、全員の合意で決められたら素晴らしいことだと思っております。委員の皆様には是非ともご出席くださいますようお願いいたします。今日は最初17名の出席と申し上げましたが、後ほど2名出席いただきましたので、19名の出席1名の欠席ということになります。それでは、その他に入らせていただきます。事務局の方からお願いします。

(事務局一総務部加茂次長)

答申案のベースになります図面でございますが、区画整理事業の事業計画変更後の最新の図面が用意できましたので、本日配付させていただきます。大きく変わりましたのは小学校、中学校の予定地がひとつに集約されまして場所が変わりました。それと都市計画道路の市野谷ですが下から大畔の方に抜けて計画道路がありましたが、それが学校用地の下までで切れるような形で変更されています。大きくはその2点でございます。次回からはこの区画整理の事業変更後の図面をベースにしたものを作成したいと思います。よろしくお願いいたします。

それから会議録につきましては、前回同様に作業させていただきますのでご協力をお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

(松島会長)

ありがとうございました。

それでは、長時間にわたり貴重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。第4回は全員出席を賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。どうもありがとうございました。